

購入費用の1/2
(上限15,000円)

郡上市産業支援センター 今話題の通訳機 購入補助制度開始！

この制度は音声自動通訳機に関わる郡上市内における有用性を調査することを目的としています。

利用場面



飲食店の
オーダー

宿泊施設
フロント業務

外国人
労働者の
指導

道案内
観光案内

工場見学

その他
用途
いろいろ

訪日する観光客・労働者の言語の壁を越えて、コミュニケーションが可能に！！

目的



グローバル化が進む近年。郡上市内における、海外からのお客様対応やそれに伴うホスピタリティの向上、外国人労働者の指導や工場見学等、言葉の壁を無くし、事業を円滑に進めていただくための有用性調査を目的とし、音声自動通訳機の導入を進める市内事業者に対し、購入補助金【購入費用(本体価格)の1/2(上限15,000円)】を交付します。



受付期間

令和元年7月16日火曜日 ～ 令和元年12月27日金曜日まで

※補助枠の総額に達し次第、終了とさせていただきます。

対象者・利用条件(下記のすべての条件を満たしていること)



- ・有用性調査期間中に事業で必ず使用する見込みがあること
- ・郡上市内に在住かつ、郡上市に拠点を置く事業者であること
- ・郡上市内で使用されること
- ・購入機器が**40言語以上対応**のものであること
- ・導入後のアンケートを3ヶ月以内に回答できること(必須)
- ・市民税等滞納がないこと

(※写真はイメージです)

制度利用の流れ

1. 郡上市産業支援センターへ来所いただき受付(事前にお電話ください)



当センターにて受付

- ・音声自動通訳機購入補助申込書の必要事項に記入【事業者名、住所、申込者氏名、電話番号等】
- ・身分証明書(免許証または健康保険証等の身分が確認できるもの)の提示(こちらでコピーさせていただきます)
- ・外国語対応にかかわる現状のアンケート記入

購入補助認定の**可否は1週間以内**に郵送でご連絡します。

制度目的に合致しない場合(例:海外旅行)や導入後アンケート記入見込みが無いと判断される場合(例:外国人対応予定がない)は補助認定できません。

2. 購入～使用～補助請求



購入補助認定の文書が届いてから

- ・**40言語以上対応の機器**を、家電量販店やインターネットで各自購入してください。
- ・認定日から3ヶ月以内に、同封のアンケート・領収書・振込先の用紙を直接持参してください。(領収書は大切に保管してください。領収書がない場合、補助金は交付できません。)

3. 来所・請求手続き(事前にお電話ください)



当センターにて補助金交付の手続き

- ・音声自動通訳機導入後アンケートの提出(必須)
- ・購入補助制度請求書の提出

ご利用の注意

- ・1事業者1台のみの申込みとします。
- ・購入補助できる台数には限りがあります。そのため、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。
- ・購入補助できる機種は、有用性調査の為、**40言語以上対応の機種**に限らせていただきます。
- ・購入補助の金額は、購入費用(本体価格)の1/2(上限15,000円)。なお購入費用の補助をする際、端数(100円未満)は、切り捨てとします。
- ・補助金の交付は、購入補助認定後、一定期間(3ヶ月以内)使用していただき、その後、記入済みのアンケート、領収書、購入補助請求の用紙を持って産業支援センターまで直接お越しいただき、内容確認のうえ後日お振込みいたします。
- ・申込み受付以前に購入された日付の領収書は受付できません。
- ・調査期間中に発生した、事故・トラブル(盗難、紛失、破損、異常、故障等)はいかなるものであっても、当センターは保証いたしません。
- ・期限を過ぎて来所がない場合、購入補助制度を辞退したものとみなし、交付はいたしません。
- ・本制度の申込のためにご提示いただいた個人情報については、適正に取り扱います。
- ・当センターのサービス改善または新サービス開発のために、ご提示いただいた情報の分析を行う場合があります。



当補助制度に関するお問い合わせ

〒501-4222 郡上市八幡町島谷130番地1産業プラザ1階
電話:0575-66-2850 受付時間:9:00～16:00
(土日祝・年末年始休)

郡上市産業支援センター

無料ワンストップ相談(起業、事業承継、拠点開発、商品開発、販路拡大、売上・利益向上、人材確保・育成、移住など)実施中